

## ○ 新規入会希望者に関する取扱細則

(平成8年10月2日)

(趣旨)

第1条 この細則は茨城県高度情報化推進協議会（以下「協議会」という。）への入会希望者の入会手続及び取扱いについて、茨城県高度情報化推進規約（以下「規約」という。）第6条の規定を補足するために定めるものである。

(入会申込書)

第2条 規約第6条第1項に定める入会申込書は別紙のとおり定める。

(仮会員)

第3条 会長あてに入会申込書により入会を申し込んだ者は、規約第6条第2項の規定に基づき幹事に諮られ入会が決定するまでの間は、仮会員として取り扱う。

(仮会員への情報提供等)

第4条 仮会員の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 仮会員は、会員と同様に協議会が実施する各種事業等についての情報を受けることができる。
- (2) 仮会員は、協議会の実施する相談事業への参加及び機関誌の提供を受けることができる。
- (3) 仮会員が協議会の実施する会員優遇措置（参加費免除、参加費減額等）のある事業に参加した場合は、会員外の取扱いとする。ただし、入会が決定した場合は、協議会は、負担金等に関する差額分については当該新規会員に対し返還しなければならない。

(入会期日)

第5条 入会が決定された場合の入会期日は、入会申込書を会長が受理した期日をもって入会日とする。

(会費の納入)

第6条 仮会員が入会の決定を受けた場合は、前条の規定による入会日の属する会計年度から会費を納めなければならない。

(補則)

第7条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付 則

この細則は、平成8年10月2日から施行する。

令和2年10月26日改正

令和3年6月7日改正

茨城県高度情報化推進協議会入会申込書

申込日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

茨城県高度情報化推進協議会長 殿

茨城県高度情報化推進協議会の設立目的に賛同し、入会を申し込みます。

入会申込者	事業者名			
	代表者職名			
	代表者氏名	(フリガナ)		
	住 所	〒 -		
	ホームページ	http://		
	電子メール	@		
申込責任者	責任者名	(フリガナ)		
	役 職 名			
	所属部署			
会 費	申込口数	口		
連絡担当者	担当者名	(フリガナ)		
	役 職 名			
	所属部署			
	住 所	〒 -		
	電話番号	( ) -	F A X 番 号	( ) -
	電子メール (担当者用)	@		
確認事項	下記内容に同意した場合、□に✓をお願いします。			
	□協議会規約を確認しました。			
	□当法人は、暴力団、その他反社会的勢力とは一切関係ありません。			

注 1) 入会申込に当たっては、**留意事項**をご覧ください。

注 2) 入会申込書に会社等の概要が分かる書類を添付してお申込みください。

## 茨城県高度情報化推進協議会への申込について

### 《 留 意 事 項 》

協議会への入会申込に当たっては、以下の事項にご留意ください。

1. 入会申込は、地方公共団体、企業その他の団体について受け付けております。
2. この入会申込書は一般会員用です（この他、学術研究機関など、特定の団体については特別会員の制度が設けられておりますので、事務局にお問い合わせください）。
3. 一般会員の会費は1口1万円で、規模の大きな法人及び団体については2口以上をお願いいたしております。  
また、市については2口、町村については1口をお願いいたしております。
4. 入会を申し込まれる際は、この申込書を下記の事務局宛にお送りください。
5. 入会を申し込まれた団体に対し事務局から別途入会決定等の通知をお送りいたします。  
会費の納入については、事務局からお送りする請求書によりお支払ください。
6. その他ご不明な点は、下記事務局へお問い合わせください。

### 《茨城県高度情報化推進協議会事務局》

- 住所 : 〒310-8555  
水戸市笠原町 978-6  
茨城県庁舎 8階政策企画部情報システム課内
- TEL : 029-301-0003 FAX : 029-301-2598
- E-mail : info@it-ibaraki.jp